平成２１年（フ）第９９９号
松山市山越町423番地４　瑞穂ビル203号
債務者　藤田　美和
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８３号
高知市御畳瀬77番地
債務者　濱田　高子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２４号
高知市春野町平和662番地
債務者　中川　芳広
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２６号
高知市大津乙1042番地１　一の宮建設大津寮207号
債務者　藤原　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２９号
高知県香美市土佐山田町佐野267番地
債務者　小川眞由美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４３号
高知市一宮中町３丁目３番22―２号
債務者　北川　恭平
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４８号
高知県吾川郡いの町天王南５丁目11番地17
債務者　樋口　健介
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５０号
高知市神田845番地67　山本ハイツ201号室
債務者　大澤　正江
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７４号
高知県南国市大埇甲690番地３　コンフォートクボカワ102号
債務者　岡田　　貢
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県飯塚市大日寺512番地305
債務者　福地　圭介
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３６号
福岡県飯塚市大日寺512番地305
債務者　福地　利通
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県飯塚市大日寺512番地305
債務者　福地　生子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　川崎　仁美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５２７号
大分市高城新町13番12号川久ビル303
債務者　小野　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２４号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅126棟10号
債務者　前田　高子（旧姓高橋・綿島）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１２号
宮崎県都城市一万城町29号42番地１号棟305号、前住所鹿児島県曽於市財部町下財部1929番地１
債務者　村田　俊彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１３号
宮崎県都城市一万城町29号42番地１号棟305号、前住所鹿児島県曽於市財部町下財部1929番地１
債務者　村田　恵理
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０８号
宮崎県延岡市水尻町225番地12
債務者　今村　留美（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部